

「大阪人間科学大学 ガバナンス・コード」

令和 7 年 3 月 26 日

学校法人 薫英学園

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
------------------------------	---

「大阪人間科学大学 ガバナンス・コード」

基本原則 1 自主性・自立性の確保（特色ある運営）・・・・・・・・	1
-----------------------------------	---

原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

- 実施項目 1－1① 建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示
- 実施項目 1－1② 「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化
- 実施項目 1－1③ 教学組織の権限と役割の明確化
- 実施項目 1－1④ 教職協働体制の確保
- 実施項目 1－1⑤ 教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

- 実施項目 1－2① 中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定
- 実施項目 1－2② 計画実現のための進捗管理

基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）・・・・・・・・	3
---------------------------------	---

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

- 実施項目 2－1① 社会の要請に応える人材の育成
- 実施項目 2－1② 社会貢献・地域連携の推進

原則 2－2 多様性への対応

- 実施項目 2－2① 多様性を受容する体制の充実
- 実施項目 2－2② 役員等への女性登用の配慮

基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）・・・・・・・・	4
--------------------------------------	---

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

- 実施項目 3－1① 理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保
- 実施項目 3－1② 理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立
- 実施項目 3－1③ 理事への情報提供・研修機会の充実

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3 - 2 ① 監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程
の透明性の確保

実施項目 3 - 2 ② 監事、会計監査人及び内部監査室等の連携

実施項目 3 - 2 ③ 監事への情報提供・研修機会の充実

原則 3 - 3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3 - 3 ① 評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方
の明確化及び選任過程の透明性の確保

実施項目 3 - 3 ② 評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制
の確立

実施項目 3 - 3 ③ 評議員への情報提供・研修機会の充実

原則 3 - 4 危機管理体制の確立

実施項目 3 - 4 ① 危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・
活用

実施項目 3 - 4 ② 法令等遵守のための体制整備

基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）・・・・・・・・・・・・・・ 7

原則 4 - 1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4 - 1 ① 情報公開推進のための方針の策定

実施項目 4 - 1 ② ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫

はじめに

学校法人は、主体性を重んじ、公共性を高める自律的なガバナンスを確保しつつ、私立大学の教育・研究・社会貢献の機能の最大化を図り、その社会的責任を全うすることによって、社会から信頼され、支えられるに足る、公共性を備えた存在であり続ける必要があります。

そのためには、社会情勢の変化や私立学校法の改正（令和7年4月1日施行）などの動きを踏まえ、これまで以上に運営の適正と透明性を確保しつつ、より強固な経営基盤に支えられた柔軟な大学づくりを進めていかなければなりません。

また、学校法人は、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーに支えられている存在であることを意識し、幅広く学内外の声に耳を傾けながら、高い公共性を追求していくことも求められています。

こうした観点から、学校法人薫英学園 大阪人間科学大学では、建学の精神に基づき、引き続き私立大学としての崇高な使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現化する存在であるために、今回制定する「大阪人間科学大学 ガバナンス・コード」を規範として適切なガバナンスを確保し、時代の変化に柔軟に対応した大学づくりを進めていきます。

基本原則 1 自主性・自立性の確保（特色ある運営）

原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ① 建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示

本学における建学の精神・理念は、以下のとおりです。

① 建学の精神

「敬・信・愛」

人生は、衣・食・住が充たされただけでは幸福ではない。他より尊敬され、信頼され、愛されることが真の幸福である。互いに相敬し、相信じ、相愛し、明るき人生観に生きなければならない。

② 教育理念

建学の精神「敬・信・愛」を継承し、自立と共生の心を培う人間教育を行う。

これを受けて、本学の使命・目的を「大阪人間科学大学 学則」（以下、「学則」という。）第1条第1項において以下のように掲げ、これをホームページ等で広く公開することにより、関係者等への周知を図っています。

本学は、建学の精神「敬・信・愛」を継承し、「自立と共生の心を培う人間教育」に基づき、生活の質的向上の方途を探索する人間科学の展開を図り、課題解決能力と対人援助の専門知識・技術を持つ人間味豊かな人材を育成し、社会の発展に貢献することを目的とする。

また、本学大学院の使命・目的に関しても、「大阪人間科学大学 大学院学則」（以下、「大学院学則」という。）第1条第1項において以下のように掲げ、同様に公開しています。

大阪人間科学大学大学院は、個々の生命体が、より健康でより活力に満ちた良い状態（ウェルビーイング）を創出するにはどうすればよいのか、を積極的に問いかけ、心理学領域及びの諸科学を学際的に統合しつつ、新しい人間科学の展開を図ることを目的とする。

実施項目 1－1② 「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化

本学では、使命・目的及び研究科、各学部・学科・専攻の「人材育成に関する目的及び教育研究の目的」に基づき、それぞれの学位プログラムにおける「ディプロマ・ポリシー」を策定しています。そして、そのような人材の育成を可能とする教育課程の編成方針を「カリキュラム・ポリシー」として策定するとともに、さらに、これらを基に「アドミッションポリシー」を策定し、本学の「求める学生像」を示しています。

このように、各学位プログラムにおける3ポリシーは、「人材育成に関する目的及び教育研究の目的」を基本として一貫性のあるものとなっています。

また、その内容に関して自己点検・評価を実施し、広く社会に公表するとともに、その結果に基づいて学生の学修成果と進路実現に相応しい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組んでいます。

実施項目 1－1③ 教学組織の権限と役割の明確化

本学では、学長の任免は、「大阪人間科学大学 学長選任規程」に基づき、「理事会の承認を得て理事長が任命する。」とあり、「学校法人薫英学園 組織及び管理運営規程」（以下、「組織及び管理運営規程」という。）において、「大学の学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督し、大学を代表する。」としています。

また、学長を補佐する体制として、学内に学監（大学の管理運営の充実に関する）・副学長（命を受けて校務をつかさどる）・学部長（教育研究の基本組織としての学部を統括する）・研究科長（高度な専門職者の養成組織としての大学院を統括する）などの教職員を置き、適切な役割分担のもと、学長の大学運営を助けます。

さらに、大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置し、審議する事項については学則に定めています。

実施項目 1－1④ 教職協働体制の確保

本学では、実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）を行うことによって、大学の価値向上を確実に推進することとしており、教職員は、教育研究活動等の組

組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保していきます。

また、本学独自の教職協働による学習支援及び授業支援の取組みとして、教務委員会、学生生活委員会、学生支援センター等の委員会・担当委員に加え、教員と職員のペアからなる担任・副担当制を実施しています。

実施項目 1－1⑤ 教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進

本学では、FD・SD 委員会が中心となり、教職員の資質向上に係る基本方針・年次計画の策定を行うとともに、その具体的な活動の運営及び内容に関する評価を実施しており、その着実な推進に努めています。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2① 中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定

実施項目 1－2② 計画実現のための進捗管理

本学では、令和 5（2023）年に、長期的な視点から見た目標として「大阪人間科学大学ビジョン 2040」を策定し、令和 22（2040）年までに達成する目標として、「人と社会を支えるプロフェッショナルを目指し、学生一人ひとりの夢や志を確かな形にするイノベーティブな『実学教育』を推し進め、『学生の成長度日本一の大学』を目指す」ことを掲げました。

そして、この目標を受け、教育、研究、社会貢献の 3 分野において、本学が学生や保護者、そして社会に対してコミットする以下の大学宣言を行いました。

【大学宣言】

1. 大阪人間科学大学は、「人間の幸福と地域・社会の発展」のために、時代の変化を見据えながらたゆまぬ進化を続けます。
1. 大阪人間科学大学は、社会課題の解決の基盤となる研究活動を通じ、「A I 時代における人間ならではの役割」を探究し続けます。
1. 大阪人間科学大学は、未来に通じる創造的な学びで、たくましく、しなやかに、「社会を生き抜く実践力」を持った人間を育て続けます。

さらに、このビジョンを実現するためのマイルストーンとして、令和 6（2024）年度から第 5 期となる中期計画を策定しています。中期計画では、数値目標を設定し、各年度にその達成状況を確認するなど、適切な進捗管理に努めています。

基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1① 社会の要請に応える人材の育成

本学では、開学以来、「社会で活躍しうる、人間性豊かな幅広い知識を持った社会を支える

プロフェッショナルの育成を使命とし、実践的な専門知識・技術のみならず、課題解決能力やコミュニケーション能力など、社会人としての基礎力を兼ね備えた人材を育成する」という目標を掲げ、スローガンである「成長に、本気。」の実現を目指しています。

そうした観点から、本学では、平成 31（2019）年以降、学生が主体となって身近な社会課題の解決を目指す「未来科プロジェクト」という取組みを始動させており、今後は、よりその活動の幅を広げていきます。

実施項目 2－1② 社会貢献・地域連携の推進

本学では、「大阪人間科学大学 ビジョン 2040」の大学宣言において、「社会課題の解決の基盤となる研究活動」を通じて「実学教育」を推進し、学生の成長度日本一の大学を目指すというビジョンを掲げています。

また、「第 5 期中期計画」においても、福祉・医療・心理・教育分野での研究成果に基づき、地域連携に関する多様な事業活動を通じて、大学の有する物的・人的資源を地域に提供、還元するという、地域社会への貢献の方針を明示しており、その取組を具体的に推進していくための組織として、令和 7 年度から「地域連携センター」を設置・運営していきます。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2① 多様性を受容する体制の充実

本学においては、多様性を受容する観点から、男女共同参画社会の推進や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」への対応、多文化共生社会の実現などに関する意識をすべての教職員が共有することに努めています。

実施項目 2－2② 役員等への女性登用の配慮

学校・教育分野における女性の登用が進んでいない現状を踏まえ、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」の趣旨に沿って、積極的に女性の登用について検討していきます。

基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1① 理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保

本学における理事の選任に関しては、「寄附行為」に、理事会の構成や理事を理事選任機関において選任することなどを規定しています。

また、理事は、私立学校法において、私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、理事選任機関において選任することや、また、当該法人の役員や職員でない複数名の外部理事を含むこととされており、法の趣旨に沿って適切に運用していくこととしています。

実施項目 3－1② 理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立

理事会は、学校法人の意思決定を行うための議決機関としての役割を担っており、「寄附行為」において、「この法人の業務を決し、理事の職務執行を監督する」こととしています。

理事会運営の透明性を確保する観点から、理事会において議決する学校法人における重要事項並びにあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項及び決議が必要な事項を寄附行為等に明示するとともに、議決された事項に関しては、必ず議事録に記録し、保管します。

また、理事会には、理事長等から適切に報告を行うこととするとともに、年間の開催計画を策定し、審議事項については事前に通知を行うなど、理事会の審議を実効性のあるものとするよう努めていきます。

理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について、理事会と評議員会の決議が異なる場合には、再度評議員会を開催して、理事から改めて必要な説明を行うこととする等、理事会と評議員会の協働体制の確立に努めていきます。

実施項目 3－1③ 理事への情報提供・研修機会の充実

理事（外部理事を含む）に対して、必要となる情報や十分な研修機会の提供に努めていきます。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2① 監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保

監事の選任は、「寄附行為」において、評議員会決議によることとしています。

また、監事は、私立学校法において、理事、評議員、職員と兼ねることができない、1人以上の理事、他の監事、2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならないこととされており、さらに、「寄附行為」において、選任に際しては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任することとしています。

会計監査人は、私立学校法において公認会計士又は監査法人であることとされており、その選任に関しては、「寄附行為」において、評議員会決議によることとしています。

こうした諸規程の適切な運用に努めていきます。

実施項目 3－2② 監事、会計監査人及び内部監査室等の連携

監査については、毎年、社会情勢や学園の状況を踏まえた監事による監事監査計画を策定し、適切な監査に努めていきます。

内部監査については、法人本部の事務局において実質的にその機能を代替しており、監事との間で密接な連携に努めていきます。

また、監査報告会において、会計監査人から会計監査結果の内容を聴取するとともに意見交換を行うなど連携を図っていきます。さらに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表していきます。

実施項目 3－2③ 監事への情報提供・研修機会の充実

監事に対しては十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めるとともに、監事監査機能の充実、監事機能の強化を図る観点から、十分なサポートを行っていきます。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3① 評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保

評議員の選任に際しては、「寄附行為」において、専任方法や、職員、学園の設置する学校の卒業生、学識経験者といった属性、人数、構成割合等を規定しており、その適切な運用に努めています。

実施項目 3－3② 評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立

評議員会は、学校法人の重要な事項に関して意見を申し述べる諮問機関としての役割を担っており、理事会において決定する場合に、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項を、また、決議する事項についても、「寄附行為」に規定しています。

評議員会で決定された事項に関しては、必ず議事録として記録し、常に事務所に備えておかなければならないとされており、評議員会の透明性の確保に努めています。

また、学校法人の重要な意思決定を行う議決機関である理事会とは、密接に連携を図るとともに、理事会と評議員会の決議が異なった場合には、再度評議員会を開催して、理事から説明を受けるなど、協働体制の構築に努めています。

実施項目 3－3③ 評議員への情報提供・研修機会の充実

評議員に対し、必要となる情報や十分な研修機会の提供に努めています。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4① 危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用

自然災害などによる大規模災害時に備えた危機管理体制の整備や、その際に必要となる危機管理マニュアルの整備に取り組みます。

また、こうした状況に陥った場合でも、事業を継続していくための事業継続計画の策定に

ついて、検討を進めていきます。

実施項目 3－4② 法令等遵守のための体制整備

全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取組みます。

また、法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を設置し、通報者の保護を図ります。

基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1① 情報公開推進のための方針の策定

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。特に、私立大学は、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任を有する」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点から、幅広くステークホルダーへの説明責任を果たしていく必要があります。

情報公開に関して、公表すべき情報については、学校教育法施行規則、私立学校法等の法令などによって示されており、該当する情報について、主体的に情報発信していきます。

また、法律上公表が定められていない情報についても、ステークホルダーや関係者、地域社会に本学への理解を深めてもらう観点から、自らの判断により、公表することに努めていきます。

実施項目 4－1② ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫

情報を公開するに際しては、可能な限り工夫を施し、ステークホルダーとの信頼関係の醸成に努めていきます。

公表する情報については、インターネットを活用し、Web 公開することを始めとして、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の紙媒体も活用します。

また、公開に当たっては、誰にでも分かりやすい表現を用いるなど、内容についても工夫していきます。

